

令和7年度所定疾患施設療養費算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費算定状況を公表いたします。

日付	区分	疾患名	治療日数	検査内容	投薬内容等
R7.4.7	Ⅱ	尿路感染症	7	尿検査	レボフロキサシン(250)
R7.4.11	Ⅱ	尿路感染症	6	尿検査	レボフロキサシン(250)
R7.4.21	Ⅱ	尿路感染症	8	尿検査	レボフロキサシン(250)
R7.4.22	Ⅱ	尿路感染症	5	尿検査	セファゾリン1g
R7.4.28	Ⅱ	尿路感染症	1	尿検査	レボフロキサシン(250)
R7.4.30	Ⅱ	尿路感染症	1	尿検査	レボフロキサシン(250)
R7.5.7	Ⅱ	尿路感染症	6	尿検査	フロモックス(100)
R7.5.9	Ⅱ	尿路感染症	7	尿検査	セフトリアキソンNa 2g
R7.5.13	Ⅱ	尿路感染症	7	尿検査	セフトリアキソンNa 2g
R7.5.13	Ⅱ	尿路感染症	9	尿検査	レボフロキサシン(250)
R7.6.2	Ⅱ	尿路感染症	3	尿検査	ミノマイシン(50)
R7.6.3	Ⅱ	尿路感染症	7	尿検査	レボフロキサシン(250)
R7.6.3	Ⅱ	尿路感染症	7	尿検査	レボフロキサシン(250)
R7.6.17	Ⅱ	蜂窩織炎	10	視診	ケフレックス(250)
R7.7.7	Ⅱ	尿路感染症	5	尿検査	レボフロキサシン(250)
R7.7.16	Ⅱ	尿路感染症	1	尿検査	レボフロキサシン(250)
R7.8.1	Ⅱ	尿路感染症	7	尿検査	レボフロキサシン(250)
R7.8.8	Ⅱ	尿路感染症	7	尿検査	セフトリアキソンNa1g
R7.8.12	Ⅱ	尿路感染症	7	尿検査	フロモックス(100)

R7.8.18	Ⅱ	尿路感染症	5	尿検査	レボフロキサシン(250)
R7.8.20	Ⅱ	尿路感染症	5	血液検査	セファゾリン1g
R7.8.22	Ⅱ	蜂窩織炎	10	血液検査	ゾシン4.5g
R7.8.22	Ⅱ	带状疱疹	6	視診	バラシクロビル(500)
R7.9.8	Ⅱ	尿路感染症	5	尿検査	フロモックス(100)
R7.9.17	Ⅱ	尿路感染症	5	血液・尿検査	セファゾリン1g
R7.10.6	Ⅱ	尿路感染症	4	尿検査	セフトリアキソンNa1g
R7.10.10	Ⅱ	尿路感染症	7	尿検査	セフトリアキソンNa2g
R7.12.5	Ⅱ	尿路感染症	10	尿検査	ミノマイシン(50)
R7.1210	Ⅱ	尿路感染症	7	尿検査	セフトリアキソンNa2g
R8.1.6	Ⅱ	尿路感染症	5	尿検査	レボフロキサシン(250)
R8.1.16	Ⅱ	带状疱疹	6	視診	バルトレックス
R8.2.2	Ⅱ	尿路感染症	10	血液・尿検査	レボフロキサシン(250)
R8.2.27	Ⅱ	尿路感染症	2	尿検査	レボフロキサシン(250)
R8.3.26	Ⅱ	尿路感染症	5	血液・尿検査	ゾシン4.5g

○所定疾患施設療養費とは？

肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に(中略)算定するもの。

○対象疾患

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹
- ・蜂窩織炎
- ・心不全増悪（2024年4月から追加）